

令和6年6月19日策定
令和7年5月2日再確認

揖斐特別支援学校教職員倫理要綱

校長 西脇 熱士

障がい起因とする様々な困難を抱える児童生徒の指導・支援にあたる私たち教職員は、常に自己研鑽を重ねるとともに、自らの指導・支援の妥当性を専門的見地から検証することが求められる。これらの方法は多岐にわたり、個々の教職員の実践の様相によっても異なる。自らが設定する指標や観点から、随時振り返ることが必要である。

一方、揖斐特別支援学校では、教職員の専門性の不足や組織的支援の脆弱性から、児童生徒に対し不適切な指導をしてしまった過去を有している。このことは過去の出来事として忘れ去ることがないよう、永続的に振り返る必要がある。なぜならば、人と人が対峙する教育の場において、いつ自分の身にその事態が起きないとも限らないからである。私たちは自らが弱点をもつ未完成の人間との認識に立ち、常に理想を追求し学習する姿勢をもちたい。このことを実現する一つの窓として、ここに揖斐特別支援学校教職員倫理要綱を定め、常に自分自身の実践を振り返り、とりわけ命と人権を守り抜く姿勢を繰り返し確認することを決意する。

- 1 私たち教職員は、児童・生徒の人としての尊厳を大切に、児童・生徒の性別、年齢、宗教、家庭状況、能力、障がいの程度、認知程度等あらゆる理由において差別しません。
- 2 私たち教職員は、児童・生徒の主体性、個性を尊重し、自己選択や自己決定ができるように指導上の工夫をし、教育的支援を行います。
- 3 私たち教職員は、児童・生徒のプライバシーと個人情報を守り、侵害しません。
- 4 私たち教職員は、児童・生徒の人権を擁護する者としての自覚をもち、児童・生徒と常に人として対等な立場で接するとともに、必要な教育的支援を求められたときは誠実に対応します。
- 5 私たち教職員は、児童・生徒への体罰、暴言、セクシュアル・ハラスメント等のあらゆる権利侵害を絶対に行いません。
- 6 私たち教職員は、児童・生徒の社会参加の機会を広げるとともに、地域の人々の理解が得られるように努めます。
- 7 私たち教職員は、無意識・無自覚のもとに権利侵害が行われることがあることを自覚し、常に自己点検を惜しまず、周囲の声に耳を傾け、定期的に研修する必要性があることを理解し、その実行に努めます。
- 8 私たち教職員は、児童・生徒への的確な教育的支援を行うために、専門性の向上と倫理の確立に向けて自己研鑽に励みます。教育とは本来、教職員と児童・生徒との間に親密な相互関係が働くことにより大きな教育的成果を得られるものです。そのため、私たちの教育が一方的になっていないかを児童・生徒の立場にたって常に自己点検を行い、他者からの批判については謙虚に受け止めるとともに、この教職員倫理に反する行いは、相互にこれを見過ごさず、改善のための努力を惜しみません。さらに、具体的な行動指針を別紙のとおりに定め、これを遵守いたします。

(別紙)

揖斐特別支援学校教職員倫理要綱に基づく行動指針

児童・生徒に対する教育的支援は、校長の学校経営計画を具現化し、児童・生徒のもてる力を最大限伸ばすために、絶えず以下の各点に留意し、自己点検するように努めます。

1 人権の尊重と対等な立場での教育的支援

- (1) 年齢にふさわしい敬称、接し方で指導、支援をします。
- (2) 児童・生徒が理解しやすい言葉、表現等を使います。
- (3) 障がいのために克服が困難なことを、本人の責任とするような発言、行為をしません。
- (4) 体罰や肉体的苦痛を与えることはしません。
- (5) 威圧的・強圧的な指導、言葉掛け等、精神的な苦痛を与えることはしません。
- (6) 障がいの呼称・状態等を表す用語を児童・生徒の前で差別的に使ったり、児童・生徒の言動や動作等の真似したりする等、興味本位で接することはしません。
- (7) 食事を抜く等の人間の基本的な欲求にかかわる罰を与えることはしません。
- (8) 性的に不快にさせる行為や、そのおそれがある行為はしません。
- (9) 危険回避のための行動制限は、本人・保護者に明確な説明を行います。
- (10) 保護者等第三者に説明できる教育的支援を常に意識をして実践を行います。

2 児童・生徒の個性と主体性の尊重

- (1) 本人・保護者と相談の上、個別の指導計画、学校生活支援シート(個別の教育支援計画)を作成し、その計画を基に指導、支援を行います。
- (2) 児童・生徒の特性や、得手不得手、それまでの生活習慣を尊重した指導、支援を行います。
- (3) 自己選択、自己決定をする機会をできるだけ設け、意欲的に活動できるように努めます。
- (4) 学校外での体験、活動の機会を計画的、段階的に設けるように努めます。

3 プライバシーの保護

- (1) 職務上知り得た児童・生徒の個人情報には他に漏らしません。
- (2) 学校以外の場所に写真や名前、作品等を掲示・展示する場合は事前に本人・保護者の了解をとります。
- (3) 所持品の確認が必要な場合は本人・保護者の了解をとります。
- (4) 本人・保護者の了解のもと、他の関係機関から情報を得るように努めます。
- (5) 放課後等デイサービスへの情報提供は原則保護者からのみとし、真に必要な場合に学校から情報提供を行うときは保護者の了解をとります。

4 虐待に対する通報

教職員は、児童・生徒が精神的・肉体的な虐待状態におかれていることが明確になったときは、関係法令等に従い、速やかに関係機関に通報します。